

「黒い雨」広島地裁判決控訴に抗議し取り下げを求める 共同声明に賛同をお願いします

【呼びかけ団体】

伊方原発広島裁判原告団
原発事故被害者団体連絡会
「避難の権利」を求める全国避難者の会
福島原発被害救済九州訴訟原告団
原発賠償関西訴訟原告団

広島地方裁判所は7月29日、「黒い雨」の健康被害を認め、原告84名全員に被爆者健康手帳を交付するよう命じる判決を出しました。これに対し国と広島県・広島市は、「十分な科学的知見に基づいていない」として8月12日、広島高裁に控訴しました。

広島地裁判決は、最新の科学的知見を取り入れ、綿密な事実認定の下で内部被ばくによる健康被害を認定し、地理的な線引きによる被害者の選別を否定した「英知の結晶」とも言うべき正当な判決です。

原爆と原発の違いはあれ、膨大な核分裂物質が環境中に放出され、健康被害と不安を与え続けているのは、福島第一原発事故で苦しんでいる私たちと共通する問題です。また、現在全国で進行中の福島原発を巡る集団訴訟、原発差止訴訟で、国と電力会社は事実を目をつぶり、いたずらに異を唱えて裁判を長引かせている点でも共通しています。

被爆から75年。病に苦しみ続けてきた高齢の被爆者の救済を先送りにする今回の控訴は、人道上も認めることはできません。同時に私たちは、被ばくから逃れる権利を否定し、政治的な線引きによって被害救済を拒み続けている国・東電の対応も許すわけにはいきません。

この共同声明は、原爆と原発の被害根絶を願う全国からの声を結集し、今回の控訴に断固抗議すると共に、控訴を取り下げ、広島地裁が示した正当な司法判断に従って被ばく者救済に直ちに取り組むよう求めるものです。趣旨をご理解のうえ、1人でも多くの方の賛同をお願いいたします。

- 「声明文」、「解説と背景」はこちらからご覧ください。

[抗議声明](#)

[解説と背景](#)

- 下記フォームより団体名などを記入の上ご賛同ください。
第1次集約締め切りは9月25日です。

<https://forms.gle/HDnYjUNeKKU9wwG69>

※ご賛同いただいた団体のお名前は声明書に連ね、9月29日(火)、国と広島県・広島市に提出いたします。また、呼びかけ団体ホームページなどのウェブ上で公開いたします。

連絡先：原発事故被害者団体連絡会(ひだんれん)
〒963-4316 広島県田村市船引町芦沢字小倉 140-1
TEL:080-2805-9004 MAIL:hidanren@gmail.com